

枚方市監査委員告示第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 6 年（2024 年）12 月 27 日

枚方市監査委員	上 森 太一郎
同	分 林 義 一
同	番 匠 映 仁
同	一 原 明 美

本監査は、枚方市監査基準に準拠して行った。

1. 監査の対象

(1) 対象部課

市民生活部	保険年金課
	保険納付課
	納税課
	市民税課
	資産税課

(2) 対象事務

令和 6 年度（2024 年度）における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

2. 監査の期間

令和 6 年（2024 年）9 月 2 日（月）から令和 6 年（2024 年）12 月 26 日（木）まで

3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

【意見・要望事項】

〔保険年金課〕

○機構改革への対応について

来庁者の利便性向上と業務の効率化の実現のため、令和 6 年度の機構改革により新たに保険年金課を設置し、国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の各業務の一元化が図られた。

しかしながら、4 つの異なった業務の一元化への課題も多く、結果的に年度当初から職員の時間外勤務が続いている状況である。

本来、業務の効率化が進むことにより、働き方改革の一つの柱である時間外勤務の縮減へとつながり、ひいてはワーク・ライフ・バランスの推進へと結びついていくことが期待される。

同課内では業務の効率化と合わせ、職員の長時間勤務の縮減など職場環境の改善に積極的に取り組んでいるが、効率的な執行体制の確保を含め、良好な職場環境の下での業務改善に向け一層取り組むよう要望する。

〔保険納付課〕

○保険料の徴収等の事務について

保険納付課は、これまで各種保険ごとの所管としていた体制を一つの課に集約するために、令和6年度に市民生活部に新たに設置された。一つの課に事務を集約することで、複数の保険料を滞納している納付義務者に対し、一括して対応することが可能になったものの、保険料の値上げ等により収納率はやや下がっている。

今後は、金融機関等への電子照会や更なる口座振替率の向上、滞納処分の体制強化を図り、より効率的、効果的な徴収につなげるよう要望する。

また、本料が完納され、金額が確定している延滞金の調定が行われていなかったが、市税の徴収事務を行っている納税課を始めとした他部署においても同様の事案が判明しており、今後、他の関連部署と共に延滞金の適切な調定等、統一的な対応策を講じるよう併せて要望する。

〔納税課〕

○延滞金の管理状況等について

本市では、定められた納期限までに市税が納められなかった場合、枚方市債権管理及び回収に関する条例に基づいて延滞金を徴収することになっている。本税が完納された時点で延滞金の額は確定するが、調定は行われていなかった。

今後は、同条例に基づき、金額が確定している延滞金を市の債権として調定を行い、債権管理回収を行うよう要望する。

また、国民健康保険料等の徴収事務を行っている保険納付課等においても同様の処理が行われていることから、今後、他の関連部署と共に統一的な対応策を講じるよう要望する。

〔市民税課〕

○市民税等に係る賦課事務について

市民税課では市民税等の課税に関する事務を所管しており、枚方市税条例及び同条例施行規則により、市民税等の減免を行っている。軽自動車税における身体障害者等に対する種別割の減免のうち、身体障害者等本人以外の者が運転するものについては、その用途が専ら身体障害者等に供するものに限り減免対象となる。そのため用途欄の記入は申請者本人の意思を明確に示すものとして、減免の可否の決定に必要な条件であるにもかかわらず、用途が未記載の申請書が複数件見受けられた。

減免の決定は公平性の観点からも適正に取り扱う必要があることから、今後は、口頭での確認行為ではなく、申請書に記入漏れがあった際には窓口で申請者に記入してもらうなど、適正に事務を執行するよう要望する。

また、市民税等の減免額において、個人住民税と事業所税の端数処理がそれぞれ異なっており、金額に差異が生じている。減免の決定は市にその裁量が委ねられていることから、条件や金額などの取扱いに関して市の説明責任が求められ、減免額の端数処理に

においても、その取扱根拠を明確化する必要がある。

今後、減免の取扱いについて市として市民への説明責任を十分果たすべく、その根拠を明確にするための措置を講じるなど、適正に事務を執行するよう要望する。

[資産税課]

○固定資産税等の課税事務について

資産税課では、固定資産税及び都市計画税の課税に関する事務を所管している。固定資産における償却資産については、所有者からの申告を基に課税処理が行われることから、償却資産に係る未課税物件調査等により新規納税義務者の捕捉に努めている。

今後も、未申告者への積極的な申告の促進、物件調査などにより納税へとつながるよう一層の取組の推進を要望する。

また、資産税課が保有する固定資産課税台帳については、地方税法等により納税義務者等の求めに応じ、閲覧に供しなければならないが、同台帳には、課税上必要な事項である固定資産価格などの個人情報が含まれていることから、閲覧できる者が限定されている。本市では、閲覧申請書の提出により閲覧を許可しているが、閲覧者の本人確認の手段等の欄が未記載の申請書が散見された。

個人情報は慎重かつ厳格に取り扱う必要があることから、今後は、窓口での確認行為を徹底するとともに、本人確認等が確実に行われたことが分かるよう、申請書様式の見直しも含め、適正に事務を執行するよう要望する。